

○宇城広域連合事務決裁規程

平成19年4月1日 宇城広域連合訓令第1号
改正 平成21年12月24日 宇城広域連合訓令第15号
改正 平成24年7月26日 宇城広域連合訓令第11号
改正 平成26年12月18日 宇城広域連合訓令第15号

(目的)

第1条 この規程は、宇城広域連合における事務の決裁に関する基準を定め、事務の能率的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 広域連合長が、その権限に属する事務の処理について、最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 この規程により定められた者が、あらかじめ定められた範囲の事務について、常時広域連合長に代わり意思決定をすることをいう。
- (3) 代決 広域連合長又は専決権者が不在のとき、又は事故あるとき、若しくは欠けたときに一時的に広域連合長又は専決権者に代わり意思決定することをいう。

(広域連合長の決裁事項及び事務局長等の専決事項)

第3条 広域連合長、副広域連合長の決裁事項及び事務局長、消防長、課長、消防署長、分署長の専決事項は、別表第1、別表第2及び別表第3に定めるとおりとする。ただし、契約事務に関する決裁区分のうち副広域連合長の決裁を受けるものは、工事施工伺及び工事指名等競争契約の入札参加者の決定についてとする。

(権限行使上遵守すべき事項)

第4条 決裁権者は、権限を行使するに当たっては、次の事項に留意し、公正かつ効率的な職務の遂行を期し、全体の奉仕者としての本分を保持するとともに、最も効果的な行政の推進に努めなければならない。

- (1) 法令、条例、規則、訓令、通達、予算その他別に定められた基準に従い、公正な意思決定を行うこと。
- (2) 前号の公正な意思決定を期するとともに、最も効果的な意思決定を行うため、権限を逸脱しない限りにおいて、主導性を発揮すること。
- (3) 決定事項については、常に他との関連性を把握し、関係部所との意思の疎通を図り、総合的な効果を発揮すること。

(決裁の順序)

第5条 決裁は、原則として、順次その決裁を受けるべき事案に係る事務を主管する直属の上司の意思決定を経るものとする。ただし、消防部局における広域連合長の決裁を受けるべき事案については、事務局長の合議を経るものとする。

(決裁の表示区分)

第6条 決裁文書における決裁の表示区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 連合長の決裁事項の表示 「甲」
- (2) 事務局長の決裁事項の表示 「乙」
- (3) 消防長の決裁事項の表示 「乙」
- (4) 課長及び消防署長の決裁事項の表示 「丙」

(決裁の例外措置)

第7条 決裁権者（広域連合長を除く。）は、次に掲げる事案については、決裁することができない。

- (1) 異例又は先例になると認められるもの
- (2) 重要なもので、広域連合長の特別な指示により処理するもの
- (3) 紛争若しくは論争のあるもの又はそれらのおそれがあるもの
- (4) 法令の解釈上疑義又は有力な異説のあるもの
- (5) 政治性の伴うもの

(代決)

第8条 広域連合長及び専決権者が不在のときは、次の区分により代決する。

決裁権者	代決者及び代決の順序		
広域連合長	(1) 副広域連合長	(2) 事務局長又は消防長	
事務局長	(1) 次長	(2) 課長	(3) 課長補佐
消防長	(1) 次長	(2) 課長	(3) 課長補佐
課長	(1) 課長補佐	(2) 係長	
消防署長	(1) 副消防署長	(2) 課長	
分署長	(1) 副分署長	(2) 係長	

(後閲)

第9条 前条の規定により代決した事項については、速やかに後閲を受けるものとする。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

(専決及び代決の制限)

第10条 この規程に定める専決事項及び代決事項であっても特に重要又は異例と認められるも

のについては、連合長の決裁を受けなければならない。

(正副広域連合長会議)

第11条 広域連合長は、広域連合長決裁事項のうち副広域連合長との協議を経ることが必要と認める事項については、宇城広域連合正副広域連合長会議（以下「正副連合長会議」という。）において協議するものとする。

2 前項の正副連合長会議については、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、緊急等のため正副連合長会議を開催するいとまがない場合に、宇城広域連合長の職務を代理する副広域連合長に関する規則（平成19年宇城広域連合規則第3号）第2条の代表副広域連合長の回議を経たときは、第1項の協議を経たものとみなす。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月24日宇城広域連合訓令第15号）

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の宇城広域連合事務決裁規程は、平成21年12月1日から適用する。

附 則（平成24年7月26日宇城広域連合訓令第11号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年12月18日宇城広域連合訓令第15号）

この訓令は、公表の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

広域連合長の決裁事項及び事務局長等の専決事項

1 事務処理、服務等に関する決裁区分

決裁事項	決 裁 区 分				合議先	摘要
	広 域 連合長	事 務 局 長 又は消防長	総務課長	主管課長		
連合行政の基本方針、 基本計画及び実施計画 の策定	○					
連合議会の招集	○					
条例案、予算案その他 の議案の決定	○					
連合議会議決事項の報 告	○					
権限の委任	○					
職員の任免、賞罰及び 給与の決定	○					
議会の同意を要する特 別職の職員及び附属機 関の委員等の任免	○					
訴訟、和解、調停及び 異議申立て	○					
表彰及び儀式の決定	○					
規則及び規程の制定及 び改廃	○					
正副連合長会議及び広 域行政連絡調整委員 会等の招集	正副連合 長会議及 び調整委 員会	ワーキング 会議及び庁 議				
請願、陳情及び要望	特に重要 なもの	重要なもの	比較的 重要なもの	定例的 軽易なもの	事務局長	
告示及び公告	特に重要 なもの	重要なもの	定例的 軽易なもの		事務局長（定 例的軽易な ものを除く。）	
通知、催告、申請届、 照会及び回答	特に重要 なもの	重要なもの	比較的 重要なもの	定例的 軽易なもの		
通達、要綱等の制定及 び改廃	特に重要 なもの	重要なもの	比較的 重要なもの	定例的 軽易なもの	事務局長	
報告、答申、進達及び 副申	特に重要 なもの	重要なもの	比較的 重要なもの	定例的 軽易なもの	事務局長	
許可、認可、承認、取 消し等の行政処分	特に重要 なもの	重要なもの	比較的 重要なもの	定例的 軽易なもの	事務局長	
講習会、展示会、研究 会、協議会等の開催、 後援、加入等	特に重要 なもの	重要なもの	比較的 重要なもの	定例的 軽易なもの		
原簿、台帳等の作成及 び整備並びに記載の確 認				○		

第3編 行政通則 (宇城広域連合事務決裁規程)

公募の閲覧の許可及び 事実資格等の証明				○		
所掌事務に係る条例、 規則等の制定及び改廃 の原案作成		○			事務局長	
事務引継報告及び確認	事務局長 消防長	総務課長	主管課長	所属職員		
所掌事務に係る資料の 作成				○		
職員の職務に専念する 義務の免除及び年次休 暇等の承認並びに服務 上の諸届の受理	例外的職 務免除及 び営利企 業等の従 事	事務局長 消防長 総務課長	主管課長	所属職員		
職員の時間外勤務及び 振替休日命令				○		
職員の勤務時間及び休 憩時間の変更繰替又は 延長		○				
出張命令	海外出張、特別 職の出張、事務 局長及び消防長 の九州管外出張	事務局長及 び消防長の 九州管内出張、総務課 長の出張	主管課長 その他の 職員の九州 管外の出張	所属職員		
雇用伺		○				
消防手帳の確認等				○		
被服等の貸与				○		
苦情処理	特に重要 なもの	重要なもの	比較的重 要なもの	定例的軽 易なもの		
業務日誌及び月報				○		
不用品の処分	100万円 以上	50万円 以上	30万円 以上	30万円 未満		

2 収入その他に関する決裁区分

決裁事項	決 裁 区 分				合議先	摘要
	広域連合長	事務局長 又は消防長	総務課長	主管課長		
歳入調定		○			会計課長	
収入通知（収入科目 更正含む。）				○		
寄附の收受	○					
督促・催促				○		
減免（税を除く。）	基準が明確 でないもの	基準が明確 なもの				
過誤納金充当又は還 付				○	会計課長	
不納欠損処分	○					
国、県補助事業要望 関係	500万円 以上	500万円 未満	300万円 未満	200万円 未満	連合事務局長	金額は補助 予定額
国、県支出金の交付 申請、請求及び精算		○				
予算見積書及び説明 書作成				○		
連合債の申請及び借 入		○				
予算の配当及び更正				○		
予算の事業間流用		○			会計課長	
予算の節間流用		○			会計課長	
予算の目間流用		○			会計課長	
予備費の充用	○				会計課長	
資金前渡し、概算払	別表第2 予算執行の専決処分による。					
資金前渡し清算書、概 算払清算書				○	会計課長	会計課保管
前払金、部分払金		2,000万円 以上	2,000万円 未満		会計管理者 （課長専決事項 は会計課長）	
事業に伴う登記代又 は代位登記		○				
公有財産の購入	300万円 以上	300万円 未満	200万円 未満	100万円 未満	会計管理者 (100万円以上) 会計課長	
普通財産の売払いの 決定及び契約	100万円 以上	100万円 未満	50万円 未満	30万円 未満	会計管理者 (30万円以上) 会計課長	
補助金及び交付金の 交付決定	50万円 以上	50万円 未満	30万円 未満	10万円 未満	会計管理者 (10万円以上) 会計課長	
補償補填及び賠償金 の決定	100万円 以上	100万円 未満	50万円 未満	30万円 未満	会計管理者 (30万円以上) 会計課長	
歳入歳出外現金の収 入及び支出				○	会計課長	

3 契約事務に関する決裁区分

決裁事項	決 裁 区 分					合議先	摘要
	広域連合長	副広域連合長	事務局長 又は消防長	総務課長	主管課長		
工事施行伺	500万円 以上	500万円 以上	500万円 未満	300万円 未満	130万円 未満		
工事入札指名審査依頼書					○		1件130万円以上 は指名審査会
工事指名等競争契約 の入札参加者の決定	○	○					
工事指名等競争入札 執行伺			○				
工事予定価格調書	500万円 以上		500万円 未満	300万円 未満	130万円 未満		
工事開札調書					○		
工事契約の締結 (負担行為)	500万円 以上		500万円 未満	300万円 未満	130万円 未満		
業務委託施行伺	200万円 以上		200万円 未満	130万円 未満			
業務委託入札指名審査 依頼書					○		1件50万円以上 は指名審査会
業務委託指名等競争 契約の入札参加者の 決定	○						
業務委託指名等競争 入札執行伺			○				
業務委託予定価格調 書	500万円 以上		500万円 未満	300万円 未満	130万円 未満		
業務委託開札調書					○		
業務委託契約の締結 (負担行為)	200万円 以上		200万円 未満	130万円 未満			
物品購入伺	100万円 以上		100万円 未満	50万円 未満			
物品入札指名審査依頼 書					○		1件50万円以上 は指名審査会
物品指名等競争契約 の入札参加者の決定	○						
物品指名等競争入札 執行伺			○				
物品予定価格調書	500万円 以上		500万円 未満	300万円 未満	50万円 未満		
物品開札調書					○		
物品契約の締結 (負担行為)	100万円 以上		100万円 未満	50万円 未満			

4 検査事務に関する決裁区分

決裁事項	決 裁 区 分				合議先	摘要
	広域連合長	事 務 局 長 又は消防長	総務課長	主管課長		
工事しゅん工検査要請書		○				
工事しゅん工検査復命書	500万円以上	500万円未満	300万円未満	130万円未満	会計管理者 (課長専決事項は会計課長)	
工事成績評定表通知書		○				
工事目的物引渡申出書				○		
工事中間検査要請書		○				
工事中間検査検査復命書	500万円以上	500万円未満	300万円未満	130万円未満	会計管理者 (課長専決事項は会計課長)	
工事出来高部分確認請求書				○		
工事出来高部分検査復命書	500万円以上	500万円未満	300万円未満	130万円未満	会計管理者 (課長専決事項は会計課長)	
手直工事完了検査復命書		○				
工事工場製品検査要請書		○				
工事工場製品検査復命書	500万円以上	500万円未満	300万円未満	130万円未満	会計管理者 (課長専決事項は会計課長)	
委託業務竣工検査要請書		○				
委託業務竣工検査復命書	200万円以上	200万円未満	130万円未満		会計管理者 (課長専決事項は会計課長)	
物品納入検査復命書	100万円以上	100万円未満	50万円未満		会計管理者 (課長専決事項は会計課長)	
工事着工届				○		
業務着手届				○		
委託業務完成通知書				○		
実施工程計画書				○		
現場代理人、主任技術者選任届				○		
現場代理人、主任技術者変更届				○		
監督員通知書				○		
監督員変更通知書				○		
設計指導依頼書		○				

工事一時中止通知書				○		
設計図書変更通知書		○				
設計変更協議書		130万円 以上	130万円 未満			
承諾、協議、提出簿 (工事)				○		
報告、協議(委託)				○		
現場代理人、主任技 術者経歴書				○		
段階検査、立会願				○		
施行体制台帳				○		
建設工事下請承諾通 知書				○		
建設廃材処理実績集 計表				○		
事故報告書	○	軽微な事故				

別表第2 (第3条関係)

予算執行の専決処分

科 目		支 出 負 担 行 為 に 関 す る こ と						支出命令に関する事項		
号	節	広域連合長	事 務 局 長 又は消防長	総務課長	主管課長	会 計 管理者	事務局長 合 議	主管 課長	会計 課長	会 計 管理者
1	報酬				○	○		○	○	
2	給料				○	○		○	○	
3	職員手当等				○	○		○	○	
4	共済費				○	○		○	○	
5	災害補償費					○	○		○	
6	恩給及び退職年金				○	○		○	○	
7	賃金				○	○		○	○	
8	報償費		○			○		○	○	○
9	旅費	海外出張、特別職の出張、事務局長及び消防長の九州管外出出張	事務局長及び消防長の九州管内出張、総務課長の出張	主管課長その他の職員の九州管外の出張	所属職員及び費用弁償	○	特別旅費及びそれに準ずる費用弁償	○	○	
10	交際費	5万円以上	5万円未満	3万円未満	1万円未満	○		○	○	1万円以上
11	需用費									
	・ 消耗品費				○	○		○	○	
	・ 燃料費				○	○		○	○	
	・ 食糧費	10万円以上	10万円未満	5万円未満	3万円未満	○		○	○	3万円以上
	・ 印刷製本費				○	○		○	○	
	・ 光熱水費				○	○		○	○	
	・ 修繕料				○	○		○	○	
	・ 医薬材料費				○	○		○	○	
12	役務費				○	○		○	○	
13	委託料	300万円以上	300万円未満	200万円未満	130万円未満	○	長期継続契約及び債務負担行為による支出	○	○	130万円以上
14	使用料及び賃借料				○	○	長期継続契約及び債務負担行為による支出	○	○	
15	工事請負費	2,000万円以上	2,000万円未満	500万円未満	130万円未満	○		○	○	130万円以上

第3編 行政通則 (宇城広域連合事務決裁規程)

16	原材料費	500万円 以上	500万円 未満	300万円 未満	100万円 未満	○		○	○	100万円 以上
17	公有財産購 入費		100万円 以上	100万円 未満		○		○	○	100万円 以上
18	備品購入費	300万円 以上	300万円 未満	100万円 未満	50万円 未満	○		○	○	50万円 以上
19	負担金補助 及び交付金		30万円 以上	30万円 未満		○		○	○	30万円 以上
20	扶助費				○	○		○	○	
21	貸付金	○				○		○	○	○
22	補償補てん 及び賠償金		50万円 以上	50万円 未満		○		○	○	50万円 以上
23	償還金利子 及び割引料				○	○		○	○	
24	投資及び出 資金	○				○		○	○	○
25	積立金	○			利子積立 金は課長 専決	○		○	○	○
26	寄附金	○				○		○	○	○
27	公課費				○	○		○	○	
28	繰出金				○			○		

別表第3 (第3条関係)

個別的事務の専決事項

事 務 部 局		消 防 部 局	
事務局長		消防長	
1	式典、儀礼、交際及び渉外に関する事。	1	式典、儀礼、交際及び渉外に関する事。
2	職員の臨時的任用に関する事。	2	事務事業の計画、方針の決定及び執行に関する事。
3	職員の研修計画の決定に関する事。	3	予算の決定及び調整に関する事。
4	保存文書の閲覧等の承認及び保存文書の廃棄の決定に関する事。	4	行政財産の目的外使用許可に関する事。
5	予算執行に関する指示及び報告に関する事。	5	関係法令により他の官公庁に対して行う許認可申請、届出等に関する事。
6	施設計画の策定に関する事。	6	消防職員の褒賞、表彰に関する事。
7	予算の流用に関する事。	7	消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。）第39条第2項の規定による応援協定の施行に関する事。
8	緊急処理事業の決定に関する事。	8	組織法第4条第2項第1号又は第40条の規定による消防統計及び消防情報の報告に関する事。
9	定期的な公表に関する事。	9	組織法第42条第2項の規定による地震、台風水火災の非常事態の場合における災害防御の措置についての相互応援協定に関する事。
10	職員の公務災害に関する事。	10	消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第3章及びこれに基づく政令、命令に規定する危険物の許認可及び危険物の規制に関する事。
11	その他必要と認められる事項	11	法第22条第3項の規定による火災に関する警報の発令に関する事。
		12	法第23条の規定に基づく焚火又は喫煙の制限に関する事。
		13	法第24条第1項の規定に基づく通報場所の指定に関する事。
		14	職員の各種手当等の認定に関する事。
		15	次長、課長、署長の服務に関する事。
		16	定期的な公表に関する事。
		17	職員の公務災害に関する事。
		18	その他必要と認められる事項
総務課長		総務課長	
1	職員の健康管理及び福利厚生に関する事。	1	職員の研修に関する事。
2	職員の共済組合及び社会保険に関する事。	2	事務改善計画の策定に関する事。
3	職員の各種手当等の申請に関する事。	3	職員の福利厚生計画の実施に関する事。
4	職員の福利厚生及び児童手当支給に関する事。	4	職員の事故経過の処理に関する事。

第3編 行政通則 (宇城広域連合事務決裁規程)

5	連合例規集に関する事。	5	職員の各種手当等の申請に関する事。
6	公印に関する事。	6	職員の諸届出の認定に関する事。
7	文書の収発、保存管理に関する事。	7	職員の健康診断の受診調整に関する事。
8	広報の編集発行及び配布の決定に関する事。	8	文書の収発及び保存管理に関する事。
9	介護認定審査会の設置、運営に関する事。	9	公印に関する事。
10	所管車両の運行管理に関する事。	10	消防手帳の交付に関する事。
11	防災計画及び訓練に関する事。	11	消防広報の編集発行及び配布先の決定に関する事。
12	施設の計画案の調整に関する事。	12	職員（次長、課長及び消防署長を除く。）の服務に関する事。
13	監査に関する事。	13	その他必要と認められる事項
14	市町村負担金、補助金及び地方債に関する事。		
15	各種会議の調整に関する事。		
16	その他必要と認められる事項		
環境衛生課長		警防課長	
1	施設の統括管理に関する事。	1	法第7章に規定する火災原因等調査に関する事。
2	廃棄物処理計画及び実施計画に関する事。	2	防災計画及び訓練に関する事。
3	施設の防災訓練に関する事。	3	救急救助業務に関する事。
4	施設計画の素案策定に関する事。	4	道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3の規定による安全運転管理に関する事。
5	所管車両の運行管理に関する事。	5	消防所管車両の運行管理に関する事。
6	施設の許可等に関する事。		
7	その他必要と認められる事項		
		指令室長	
		1	消防用通信施設の管理運営に関する事。
		2	消防通信の統制に関する事。
		3	消防信号及び気象に関する事。
		予防課長	
		1	法第4条に規定する資料の提出命令、報告及び査察に関する事。
		2	法第8条に規定する防火管理者の講習に関する事。
		3	法第8条の2第1項に規定する高層建築物等の指定に関する事。
		4	火災予防に関する事。

		5	自衛消防隊に関すること。
		6	特別査察に関すること。
			消防署長
		1	災害時における賄材料及び原材料の購入の契約並びに検収に関すること。
		2	組織法第30条の規定による航空消防隊の指揮に関すること。
		3	災害時における管轄外への応援出場に関すること。
		4	法第7条に規定する建築物の許認可及び確認の同意に関すること。
		5	法第17条の3の2に規定する建築物の消防用設備等の検査に関すること。
		6	法第17条の3の3に規定する建築物の消防用設備等の点検及び報告に関すること。
		7	法第17条の4に規定する建築物の消防用設備等の設置維持命令に関すること。
		8	法第17条の14に規定する建築物の消防用設備等の工事着工の届出に関すること。
		9	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第36条第2項に規定する意見書に関すること。
		10	法第3章及びこれに基づく政令、命令に規定する危険物の規制に関すること。
		11	職員の諸届出の認定に関すること。
			分署長
		1	火災予防条例に基づく諸届出に関すること。
		2	山林火入れ届に関すること。
		3	法第7条に規定する建築物の許認可及び確認の同意に関すること。
		4	法第8条の規定による防火管理者の選任（解任）届出に関すること。
		5	法第17条の3の2に規定する建築物の消防用設備等の検査に関すること。
		6	法第17条の3の3に規定する建築物の消防用設備等の点検及び報告に関すること。
		7	法第17条の14に規定する建築物の消防用設備等の工事着工の届出に関すること。
		8	法第3章及びこれに基づく政令、命令に規定する危険物の規制に関すること。
		9	職員の諸届出の認定に関すること。
		10	その他軽易な主管事務